8　台風防災情報調整官は、命を受けて、アジア太平洋地域における台風その他の熱帯低気圧に関する災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官）

第四十二条　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官、火山活動評価解析官及び国際火山灰情報調整官それぞれ一人を置く。

2　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（国際火山灰情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

3～7　（略）

8　国際火山灰情報調整官は、大気中における火山灰の分布に関する情報の収集及び発表に関する国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（次席航空事故調査官及び統括航空事故調査官） **第四条**　委員会の事務局に、次席航空事故調査官三人及び統括航空事故調査官五人を置く。 2・3　（略）	（次席航空事故調査官及び統括航空事故調査官） **第四条**　委員会の事務局に、次席航空事故調査官三人及び統括航空事故調査官四人を置く。 2・3　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（海洋情報企画官及び海洋情報調整官） **第四十九条**　企画課に、海洋情報企画官及び海洋情報調整官それぞれ一人を置く。 2　海洋情報企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（海洋情報調整官） **第四十九条**　企画課に、海洋情報調整官一人を置く。 （新設）